

大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問に対する回答

※質問内容は、提出された文章をそのまま転記しています。

No.	質問内容	回答
1	R2年度以降にLED化された既設設備は更新対象には含めないが、維持管理の対象とするとあります。当該既設設備の灯数をご教授ください。	令和2年度以降にLED化された照明灯の灯数は、道路照明灯80灯、公園照明灯7灯です。
2	募集要項2(4) R2年度以降にLED化された既設設備、ESCOサービス期間中に貴町が新設したLED照明灯や、開発行為等により貴町に移管されるLED照明灯は維持管理対象とするとありますが、ポール(不動産)は含まないとの認識で宜しいでしょうか。仮に含まれる場合は、ポール部分につきましては、契約期間中の所有権責任者は、貴町にご負担をお願い出来ますでしょうか(契約期間中、ポールを、同土地にて無償にて、設置・継続させて頂く事等。) 尚、ポールは動産ではない為、動産総合保険の適用対象外となりますが、ご了解をお願い出来ますでしょうか。	灯柱(ポール)は維持管理の対象外となります。
3	ESCO事業共同事業体取扱要項第7条(連帯責任) (様式第1号)合意書第4条 本件、共同企業体による提案を予定しておりますが、各構成員は本事業の履行に関し「連帯して責任を負う」とございますが、「『法的に可能な範囲』において連帯する」との表現に、修正させて頂けますでしょうか。 有資格者しか出来ない業務等、法的に許容されない業務の連帯を行う事は出来ず、ご了解頂きたいと存じます。	当取扱要項は、共同企業体を結成し、各役割を担当する構成員が共同して当ESCO事業を行う際の取扱いを定めたものです。 当ESCO事業に関し、何らかの不履行があった際は、第一義的に共同企業体が責任を負うこととなりますので、共同企業体の構成員が連帯して責任を負うとしています。 ご質問の資格や法令等により他の構成員では行えない業務において不履行があった際は、その都度協議します。
4	ESCO事業共同事業体取扱要項第8条(契約不適合責任) (様式第1号)合意書第7条 本件、共同企業体による提案を予定しておりますが、各構成員は本事業の履行に関し「連帯して責任を負う」とございますが、「『法的に可能な範囲』において連帯する」との表現に、修正させて頂けますでしょうか。 有資格者しか出来ない業務等、法的に許容されない業務の連帯を行う事は出来ず、ご了解頂きたいと存じます。	当合意書は、各役割を担当する構成員が共同して当ESCO事業を行う際の共同企業体の結成に関して、合意を証するために作成するものです。 当ESCO事業に関し、何らかの不履行があった際は、第一義的に共同企業体が責任を負うこととなりますので、共同企業体の構成員が連帯して責任を負うとしています。 ご質問の資格や法令等により他の構成員では行えない業務において不履行があった際は、その都度協議します。

5	募集要項10(6) 本件、契約終了後、ESCO物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、契約期間中のESCO物件にかかる固定資産税は非課税扱い(ESCOサービス料には同費用分は含めない)との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	本事業は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	当事業は債務負担行為を設定しています。
7	本業務が長期継続契約の場合、万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残サービス料が存在する場合、残サービス料のご負担について、別途協議をお願いできますでしょうか。	当事業は債務負担行為を設定しています。
8	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか。	当事業は業務委託であり、ESCOサービスの開始は、令和6年度中としています。なお、現地調査、ESCO設備の施工期間は提案事項となります。
9	契約書の雛形は入札前にご提示可能でしょうか。 また、契約前に条項等の加筆及び修正のご相談に応じていただくことは可能でしょうか。	当町の業務委託で使用している標準契約書を別紙で掲載しますので、ご確認ください。 また、契約書に添付する約款の内容については、協議を行います。
10	提出書類様式 様式第11号の2に「事業資金の確認のため、残高証明書、融資証明書を添付すること。」とありますが、提案書提出段階で融資証明書を提出することはできないので、残高証明書のみ提出とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	取り外した既設安定器にPCBが含有している場合は、貴町に報告の上指定場所に搬入するまでの対応という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	契約書の雛形がありましたらご開示をお願いします。	当町の業務委託で使用している標準契約書を別紙で掲載しますので、ご確認ください。
13	本事業において、建設業法上一般建設業区分での施工となる場合は、特定建設業の許可証明書の提出は省略してよろしいでしょうか。	下請契約の規模が特定建設業の区分に該当しない場合は、一般建設業でも可とします。
14	募集要項 11(2)オ 電気料金及びエネルギー削減の試算 試算にあたっては、令和5年4年度の公衆街路灯A契約における電気料金単価(東京電力)を採用するとありますが、時期として政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象時期と合致しております。当該事業の値引き適用後単価での試算でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

15	<p>廃掃法について 既設物件の所有者は大磯町様でよろしいでしょうか？その場合、既設物件の撤去・廃棄についてですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき適正に対処することよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
16	<p>動産総合保険について 募集要項P5（7）ク 保険の内容は別途協議となっておりますが、提案段階では地震・津波・噴火などの天災は対象外となる一般的な動産総合保険とし、落札後、新価保険に変更となった場合、費用の増額は認められますか？</p>	<p>募集要項のとおり、町と協議のうえ決定するため、現時点で増額が認められるかについては回答できません。</p>
17	<p>募集要項 P12 10 提出書類における提示条件（6） 契約期間終了後ESCO設備の所有権を貴市に無償譲渡する旨記載がございますが、ESCOサービス料に固定資産税は含めない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
18	<p>締結を予定している契約書式の雛形がございましたらご開示願います。</p>	<p>当町の業務委託で使用している標準契約書を別紙で掲載しますので、ご確認ください。</p>
19	<p>契約保証金および入札保証金は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
20	<p>2 事業概要 (8) 省エネルギー量の計測及び検証 ア 事業者は、ESCO提案により示した電気使用削減量及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を町に提示し、ESCOサービス期間中において、ESCOサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うこと。 →ESCO提案により示した電気使用削減量及び削減保証額に対して、実際の現地調査後に提案した道路照明灯、公園照明灯が変更になることが考えられます。この場合、再試算し町と協議するということよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
21	<p>11 ESCO提案提出書類・作成要領 (2) 作成要領 オ 電気料金及びエネルギー削減の試算 電気料金及びエネルギー削減の試算にあたっては、令和5年4月度の公衆街路灯A契約における電気料金単価（東京電力）を採用すること。 →エネルギー削減は、電力使用量の削減量（Kw/h）とCO2削減量を試算することよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

22	<p>9 事業全体スケジュール (6) 配布資料 E S C O事業提案要請通知書と併せて応募者に配布する資料は次の通りとする。 ア 既設設備の数量内訳 →既設設備は、数量だけではなく、タイプや種類なども分かる形で配布されるのでしょうか。タイプや種類が分からない場合、提案照明灯・電気料金削減効果試算の際に相違が生じてしまいます。</p>	消費電力（ワット数）毎の灯数を提示します。
23	<p>募集要項P3 3 事業者の行う業務範囲 (3) 照明灯管理システムの構築及びデータ更新 エ 町が管理している統合型GISにも情報を搭載するため、上記ア、イの情報をExcel形式のファイルに取りまとめること。 →同アに記載の「世界測地系データに基づくデジタルマップに…」とありますので、照明設備ごとの座標値（緯度、経度）をごExcelに格納すれば宜しいでしょうか。 →また、このExcelファイルは、運用開始時点においてご提出するとの認識で宜しいですか。</p>	「→」の一番目、二番目ともご認識のとおりです。
24	<p>募集要項P3 3 事業者の行う業務範囲 (3) 照明灯管理システムの構築及びデータ更新 オ 情報セキュリティ認証ISO27001の認証を受けた照明灯管理システムであること。 →ISO27001の認証は、企業等の組織自体について審査を受けてその当該事業部署又は全社レベルの範囲について認証を受けるものと認識しております。つまり、ご提供するシステムが開発及び管理する部署又は企業内で行われていることであるとの解釈で宜しいでしょうか。 →または、ISO27001認証のアドオン認証であるISO27017の認証を受けている管理システム自体（当該アプリケーション認証）であること、との解釈でしょうか？ つまりご提供するシステムが認証を受けている証を提出すれば宜しいのでしょうか。 ※ISO27017はシステムやアプリケーションなどそれぞれの個体ごとにISO27001の認証を受けている企業が更に開発したシステム自体について認証を受ける制度であります。</p>	<p>「募集要項P 3-3-(3)-カ」についての質問かと思われますので、その前提でお答えいたします。 「→」の一番目は、ご認識のとおりです。 「→」の二番目は、募集要領で求めています。</p>

25	<p>募集要項P10 9 (3) エ (オ) 商業登記簿謄本の「現に効力を有する部分の謄本」は現在事項証明書の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
26	<p>募集要項P10 9 (3) エ (カ) 納税証明書については、法人税については その3の3で問題ないでしょうか。 都道府県税の法人事業税については 未納がない証明書でよろしいでしょうか。 市町村税の法人市民税の納税証明書も提出は必要でしょうか。</p>	<p>納税証明書その1を提出してください。 最新決算年度の納税証明書を求めますので、法人事業税については、未納がない証明書は認めません。 市町村税の法人市民税の納税証明書の提出は不要です。</p>
27	<p>募集要項P10 9 (3) エ (キ) 最新決算年度の納税が決算直後で完了していない場合、財務諸表の最新年度と納税証明書の最新年度が異なる書類の提出は可能ですか、若しくは、財務諸表と納税証明書の年度は一致させる必要がありますか。</p>	<p>財務諸表の最新年度と納税証明書の最新年度が異っていても構いません。</p>
28	<p>2 事業概要 (4) ウ E S C Oサービス期間中に町が新設したLED照明灯や、開発行為等により町に移管されるLED照明灯についても維持管理の対象とする。 なお、提案における試算には年間で道路照明灯1灯を見込むものとする。 →提案における試算に公園照明灯を見込む必要はないでしょうか。必要の場合の灯数を教えて下さい。</p>	<p>公園照明灯を見込む必要はありません。</p>
29	<p>2 事業概要 (4) 令和2年度以降にLED化された既設設備については、更新対象に含めないが、維持管理の対象とする。 →E S C O事業提案要請通知書と併せて応募者に配布する資料に令和2年度以降にLED化された既設設備の情報は含まれているのでしょうか。</p>	<p>令和2年度以降にLED化された照明灯の灯数は、道路照明灯80灯、公園照明灯7灯です。</p>